

# 鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定 1

(月次顧問契約)

※「区分1」は鬼塚洋徳税理士事務所「区分2」はMikatus株式会社との契約となります

※支店(拠点)数や複数の業種や部門管理などご相談のうえ加算します

※年商基準、従業員基準及び記帳代行料金とも決算ごとに再計算(契約更新)を行います

令和2年11月現在

区分1	月額顧問料(税務・会計顧問)		従業員基準	左記(基本契約)に含まれるもの
	年商基準			
個人事業者	新規開業 年商(売上、収入金額)1,000万円以下	11,000円	給与支給人員 1人あたり 月額550円	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話、Chatworkによる税務(会計)相談、画面共有及び遠隔操作による対応</li> <li>決算書類の作成、税務書類の作成、年末調整 ※税務書類は確定申告書、給与支払報告書、法定調書合計表及び償却資産申告書を想定しています</li> <li>監査や面談など必要とご要望に応じての不定期訪問</li> <li>税務調査立会(基本立会日数2日(回)まで) ※3日(回)以降は1日(回)あたり月額顧問料総額となります</li> </ul>
	年商1,000万円超5,000万円以下	22,000円		
	年商5,000万円超	33,000円～		
	年商1億円超 (5,000万円ごとにご相談)	44,000円～		
法人	新規開業(法人成り等を除く) 年商(売上、収入金額)1,000万円以下	22,000円		
	年商1,000万円超5,000万円以下	33,000円		
	年商5,000万円超	44,000円～		
	年商1億円超 (5,000万円ごとにご相談)	55,000円～		
	年商5億円超 (5,000万円ごとにご相談)	88,000円～		
	年商10億円超 (1億円ごとにご相談)	110,000円～		
オプション(月額加算)	監査や面談など毎月(年12回)指定日に訪問する場合の加算額 ※医(歯科医)業は本(または次)項目を加算します		55,000円～	
	監査や面談など隔月(年6回)指定日に訪問する場合の加算額 ※医(歯科医)業は本(または前)項目を加算します		33,000円～	
	財務支援サービスの加算額※Mikatus株式会社が提供する中小企業の財務カルテ「キャッシュ・イズ・キング」を採用します		33,000円～	
	継続的な経営革新等支援機関業務にかかる加算額※事業承継税制の活用(贈与税・相続税の申告書作成は別途)などを想定しています		55,000円～	
	記帳代行料金の加算額 ※インターネットバンキング契約が必要です ※リアルタイムに経営判断いただける顧問先の状況に応じた記帳代行を行います ※資料の受け渡し方法や頻度など詳細はご相談させていただきます		200仕訳まで 33,000円～ 以降 100仕訳ごと 11,000円～	
区分2	A-SaaSシステム利用料(記帳代行契約は不要)		<ul style="list-style-type: none"> <li>会計(預金口座やクレジットカードの自動仕訳)</li> <li>給与(年調・社会保険算定・料率自動適用)</li> <li>マイナンバー管理</li> <li>請求書(見積・納品・領収)</li> <li>償却資産管理</li> <li>などに対応しています</li> <li>※部門別会計には法人のみ対応</li> </ul>	
	3ID、自動仕訳取込150仕訳/月、給与計算10人	ID無制限、自動仕訳取込無制限、給与計算無制限		
個人	715円/月払 6,600円/年払	1,408円/月払 12,936円/年払		
法人	1,848円/月払 16,896円/年払	3,718円/月払 34,056円/年払		

## 【参考】

- ・日常のサポートは 電話 Chatwork(チャット・音声・ビデオ通話) 画面共有及び遠隔操作による対応を行います
- ・金融機関への同行や単発の経営革新等支援機関業務など特別業務は1日あたり55,000円～を加算します
- ・宮崎県内は旅費交通費はいただいております(県外の旅費は実費相当)
- ・個人事業者で契約外の所得が生じた場合は申告翌月の月額顧問料総額に「報酬料金規定2」の該当項目を加算します

## 月次顧問契約の報酬料金・A-SaaSシステム利用料の例

### 【個人事業者】

### 【法人】

【例1】	【例2】	【例3】	【例4】	【例5】	【例6】
売上800万円 給与支給なし	新規開業 給与支給人員6名	売上6000万円 給与支給人員6名	売上800万円 給与支給人員1名	売上4000万円 給与支給人員3名	売上13億円 給与支給人員25名 事業承継税制の活用(OP)
月額11,000円	月額14,300円	月額36,300円	月額22,550円	月額34,650円	月額211,750円
年額132,000円	年額171,600円	年額435,600円	年額270,600円	年額415,800円	年額2,541,000円
A-SaaSシステム利用料 別途6,600円/年払	A-SaaSシステム利用料 別途6,600円/年払	A-SaaSシステム利用料 別途6,600円/年払	A-SaaSシステム利用料 別途16,896円/年払	A-SaaSシステム利用料 別途16,896円/年払	A-SaaSシステム利用料 別途34,056円/年払

# 鬼塚洋徳税理士事務所

〒880-0805宮崎県宮崎市橘通東4-2-31-601 TEL/FAX0985(88)3297

# 鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定 2

(顧問契約が無い場合)

※本規定による所得税・消費税の確定申告のご依頼は1月15日までの受付(年内の事前受付可)となります  
 ※事務量や各種実情等を考慮しご相談のうえ増減します

令和2年11月現在

基本報酬		11,000円	
税務調査立会		事前面談1回、調査立会1回を含む基準報酬額 110,000円～(ご相談となります) 注) 調査立会2回目以降は報酬料金規定1(顧問契約あり)で計算した月額顧問料総額×立会回数を基本にご相談となります	
帳簿等の状況		帳簿・集計あり	帳簿・集計なし
所	事業・不動産(事業的規模)・雑所得 (営業・農業・アパート収入など)	報酬料金規定1(顧問契約あり)で計算した月額×1.2 注) 農業所得の肉用牛免税や医師又は歯科医師の概算経費特例などの租税特別措置法の適用を判断する場合は上記報酬料金に100%を加算いたします ※消費税の確定申告書の作成・提出を含む	
	不動産所得(業務的規模5棟10室未満)	33,000円～	
所得加算			
得	利子・配当・給与・雑(公的年金・その他)・一時・退職所得、各支払先当たり	5,500円	
	総合譲渡(土地・建物以外)所得	33,000円～	
	山林所得	譲渡価額のおおむね1.1% (55,000円～)	
	分離譲渡(土地・建物)所得		
	分離譲渡・雑等(金融取引)所得	譲渡価額のおおむね1.1%(110,000円～)	
分離譲渡(土地・建物)特例適用案件			
税除加算			
税	雑損控除	11,000円	
	医療費控除	5,500円	
	住宅借入金等特別控除 (居住開始年分のみ)	5,500円	
源泉所得税	給与支給人員1名あたり	13,200円	
	給与支払報告書1市町村あたり	11,000円	
	法定調書合計表の作成・提出	11,000円	
贈与税		ご相談のうえ対応します。 財産価額(特例適用前)のおおむね1.1% (55,000円～)	
相続税		ご相談のうえ対応します。 財産価額(特例適用前)のおおむね1.1% (550,000円～)	

## 【申告書作成(年1関与)の報酬料金例】

【例1】 サラリーマンの住宅ローン控除		【例2】 サラリーマンが先祖代々の山林(立木のみ1千万)を譲渡	
基本報酬	11,000円	基本報酬	11,000円
給与所得	5,500円	給与所得	5,500円
住宅借入金控除	5,500円	山林所得	110,000円
合計	22,000円	合計	126,500円

鬼塚洋徳税理士事務所  
 TEL/FAX 0985(88)3297  
 〒880-0805  
 宮崎市橋通東4-2-31-601